



十 十 十 十  
六 五 四 三

払込期日 償還期限  
場所 金額

平成四十年三月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成三十年三月十五日

十二 第二期以後の利子

十一  
初期利子

用  
利  
率

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

(二) 次式により算出した金額とする。  
中途換金の買取りは、平成三十一年三月十五日以後において行  
うこととし、その買取金額は、それぞれの算  
年に区分に応じ、それぞれの算  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$ )  
から平成三十一年九月十五日前  
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子に相当する金額  $\times$  われた利子に相当する金額 )

十八

## 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
（昭和二十九年法律第七十三号）  
第二十一条の四第一項に規定す  
る特定障害者扶養信託契約の受  
益者及び所得税法等の一部を改  
正する法律（平成二十五年法律  
第五号）第三条の規定による改  
正前の相続税法第二十一条の四  
第一項に規定する特別障害者扶



十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行